コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
23101	内装制限	特建内装	主要構造部を準耐火構造とし，外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有する地上2階建ての共同住宅で，当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が250㎡のものは，内装の制限を受けない．	「主要構造部を準耐火構造とし，外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有する」建物は，「準耐火建築物」であり，共同住宅（「別表1」より(い)欄(二)項特建に該当）は，「令128条の4第一号表中の(二)」より，「共同住宅の用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上」の場合，内装制限を受ける．問題文の「2階の部分の250㎡」は，内装の制限を受けない．	○
15081	内装制限	特建条件	耐火建築物及び準耐火建築物以外の地上2階建の共同住宅で，当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡のものには，原則として，内装制限を受ける．	問題文の建物は「共同住宅」であり，「別表1」より(い)欄(二)項特建に該当し，また，耐火建築物及び準耐火建築物以外であるため，「令128条の4第一号表中の(二)」より，「共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上」の場合，内装制限を受ける．	○
17082	内装制限	特建条件	耐火建築物である延べ面積500㎡，地上3階建の旅館で，当該用途に供する3階の部分の床面積の合計が200㎡のものは，原則として，内装の制限を受ける．	「令128条の4第一号表」に該当する「特建」には内装制限が適用される．問題文の建物は「旅館」であり，「別表1」より(い)欄(二)項特建に該当し，また，耐火建築物であるため，「令128条の4第一号表中の(二)」より，「旅館の用途に供する3階以上の床面積の合計が300㎡以上」の場合，内装制限を受けるが，問題文は，「200㎡」であり，これに該当しない．また「令128条の4第2項，3項(=規模条件)」にも該当しないため，内装制限は受けない．よって問題文は誤り．	
30074	内装制限	特建内装	耐火建築物である地上2階建ての劇場において，客席の床面積の合計を500㎡としたので，客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，難燃材料とした．	「法35条の2」，「令128条の4第一号表中の(一)」より耐火建築物である劇場において，客席の床面積の合計が400㎡以上」の場合，内装制限を受ける．また「令128条の5第1項第一号」より，「居室の壁及び天井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない．」とわかる．	○
29071	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした耐火建築物で，延べ面積3,000㎡，地上3階建ての物品販売業を営む店舗(当該用途に供する3階の床面積が1,000㎡)において，当該用途に供する居室の壁の室内に面する部分の仕上げを，難燃材料とした．	「令128条の4第一号」より，「表に掲げる特殊建築物は，内装制限が適用される．」とわかる．問題文の建物は耐火建築物であり，その用途・規模より，「表(3)項」に該当する．また，「令128条の5第1項」より，「居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない．」とわかる．	○
27084	内装制限	特建内装	内装制限を受ける地上2階建ての有料老人ホームにおいて，当該用途に供する居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，難燃材料とした．	「令19条」より，「有料老人ホームは，児童福祉施設等に含まれる．」とわかる．また，「児童福祉施設等」は，「令115条の3(類似特建)」，「別表1」より(い)欄(二)項特建に該当し，「内装制限」を受ける場合，その制限内容は「令128条の5第1項」より，「居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない．」とわかる．（この問題は，コード「18081」の類似問題です．）	○
26081	内装制限	特建内装	地上3階建てで，3階の部分の床面積が500㎡の病院において，その居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした．	「令128条の4第一号表」に該当する「特建」には内装制限が適用される．問題文の建物は「病院」であり，「別表1」より(い)欄(二)項特建に該当するため，「令128条の4第一号表中の(二)」より，「病院の用途に供する3階以上の床面積の合計が300㎡以上」の場合，内装制限を受ける．この場合，「令128条の5第1項第一号」より，居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることは正しい．	○
01201	内装制限	特建内装	耐火建築物のホテルで，ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が350㎡である場合，当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下，階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですることができる．	「令115条の3(類似特建)」「別表1」より「ホテル」は，(い)欄(二)項特建に該当し，また，耐火建築物であるため，「令128条の4第一号表中の(二)」より「ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上」の場合，内装制限を受ける．ゆえに，問題文の建物には内装制限が適用される．また，その制限内容は「令128条の5第1項」より，「居室から地上に通ずる主たる廊下の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない．」とわかる．（この問題は，コード「22202」の類似問題です．）	○
29073	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした耐火建築物で，延べ面積1,200㎡，高さ12m，地上3階建ての有料老人ホーム(当該用途に供する3階の床面積が400㎡)において，100㎡ごとに耐火構造とした床，壁及び所定の防火設備で区画された3階の居室の天井の室内に面する部分の仕上げを，不燃材料，準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした．	「令128条の4第一号」より，「表に掲げる特殊建築物は，内装制限が適用される．」とわかる．問題文の建物は耐火建築物であり，その用途・規模より，「表(2)項」に該当する．また，「令128条の5第1項かっこ書き」より，「床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床，壁及び所定の防火設備で区画されている部分の居室を除く．」とわかる．問題文の建物の居室は，これに該当するため，内装の制限を受けない．よって正しい．	○

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24072	内装制限	車庫内装	自動車修理工場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，準不燃材料とした．	「令128条の4第二号」より，「自動車車庫，自動車修理工場である特建はその床面積にかかわらず内装制限が適用される．」とわかる．また，その制限内容は「令128条の5第2項」に載っており，そこを訳すと「自動車車庫等の用途に供する部分と地上に通ずる主たる通路部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない．」と規定されている．	○
02091	内装制限	車庫内装	延べ面積500㎡，平家建ての自動車車庫（自動式のスプリンクラー設置等は設けられていないもの）において，当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，準不燃材料又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたものとしなければならない．	「令128条の4第二号」より，「自動車車庫，自動車修理工場である特建はその床面積にかかわらず内装制限が適用される．」とわかる．また，「令128条の5第2項」より，「自動車車庫等の用途に供する部分と地上に通ずる主たる通路部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない．」とわかる．	○
29072	内装制限	車庫内装	延べ面積300㎡，平家建ての自動車修理工場において，当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，難燃材料とした．	「令128条の4第二号」より，「自動車車庫，自動車修理工場である特建はその床面積にかかわらず内装制限が適用される．」とわかる．また，「令128条の5第2項」より，「自動車車庫等の用途に供する部分と地上に通ずる主たる通路部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない．」とわかる．問題文には「難燃材料」とあるため誤り．	×
15185	内装制限	規模条件	延べ面積900㎡，地上3階建の建築物（各階の床面積が300㎡で1，2階を事務所，3階を飲食店の用途に供するもの）に関し，3階の居室で「窓その他の開口部を有しない居室」に該当しないものは，原則として，内装の制限を受けない．	「法35条の2」，「令128条の4第2項」より，「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける．」とわかる．問題文は誤り．（この問題は，コード「16074」の類似問題です．）	×
25071	内装制限	適用除外	防火地域及び準防火地域以外の区域内における，延べ面積1,000㎡，地上3階建ての小学校について，主要構造部を耐火構造とし，火を使用しない室の内装は不燃材料に該当しない木材で仕上げた．	「法35条の2」，「令128条の4第2項」より，「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける．」とあるが，かっこ書きより，「学校等の用途に供するものを除く．」とわかる．「学校等」については，「令126条の2第1項第二号」に載っており，問題文の小学校はこれに該当するため，火を使用しない室は内装の制限を受けない．（この問題は，コード「24062」の類似問題です．）	○
30073	内装制限	規模内装	耐火建築物である延べ面積700㎡，地上3階建ての図書館において，3階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，難燃材料とした．	「法35条の2」，「令128条の4第2項」より「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける．」とわかる．問題文の建物は延べ面積が500㎡を超えており内装制限を受ける．また，「令128条の5第4項」より，「階数が3で延べ面積が500㎡をこえる建物の場合，その居室の壁および天井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない．」とわかる．（この問題は，コード「18084」「24071」の類似問題です．）	
30072	内装制限	規模内装	耐火建築物である地上2階建ての物品販売業を営む店舗において，各階の当該用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ600㎡としたので，各階の売場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，難燃材料とした．	「法35条の2」，「令128条の4第3項」より「階数が2以上で延べ面積が1,000㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける．」とわかる．問題文の建物は床面積の合計が1,200㎡のため内装制限を受ける．また，「令128条の5第4項」より，「階数が3で延べ面積が500㎡をこえる建物の場合，その居室の壁および天井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない．」とわかる．	○
27082	内装制限	規模内装	延べ面積1,100㎡，地上2階建ての博物館において，2階にある展示室から地上に通ずる主たる廊下，階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，難燃材料とした．	「法35条の2」，「令128条の4第3項」より「階数が2で延べ面積が1,000㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける．」とわかる．その制限内容は「令128条の5第4項」に載っており，そこを訳すと「階数が2で延べ面積が1,000㎡を超える建物の場合，その居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁および天井の室内に面する仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない．」と規定されている．	×

14.「内装制限」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01072	内装制限	火器内装	延べ面積200㎡，地上3階建ての一戸建ての住宅（主要構造部を耐火構造とした耐火建築物）において，1階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，不燃材料，準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした．	「法35条の2」，「令128条の4第4項」より，「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は，②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で，調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される．（通称：火器内装）」とわかる．ただし，そこにカッコ書きで「主要構造部を耐火構造とした建物の場合は適用除外となる．」とあるため，仕上げを「不燃材料，準不燃材料及び難燃材料以外の材料」とすることができる．  火器→まず「耐火構造」かどうかをチェック．	○
23102	内装制限	火器内装	主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての住宅で，2階における台所（火を使用する器具を設けたもの）は，内装の制限を受けない．	「法35条の2」，「令128条の4第4項」より，「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は，②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で，調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される．（通称：火器内装）」とわかる．問題文の建物は「主要構造部を準耐火構造とした地上2階建て住宅の2階にある台所」であるため内装制限を受けない．（この問題は，コード「16073」の類似問題です．）	○
18085	内装制限	火器内装	主要構造部を準耐火構造とした延べ面積500㎡，平家建ての公衆浴場において，ボイラー室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，準不燃材料とした．	「法35条の2」，「令128条の4第4項」より，「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は，②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で，調理室等（ボイラー室を含む）の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される．」とわかる．そこにカッコ書きで「主要構造部を耐火構造とした建物の場合は適用除外となる．」とあるが，問題文の場合，主要構造部は「準耐火構造」であるため，「令128条の5第6項」より，「その居室の壁および天井の室内に面する仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない．」とわかる．問題文は正しい．	○
13072	内装制限	内装緩和	自動式泡消火設備及び所定の基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については，内装の制限の規定は適用されない．	「令128条の5第7項」，「告示251号」に「内装制限の適用除外」の解説が載っていて，そこを訳すと「泡消火設備等で自動式のもの，及び，所定の基準に適合する排煙設備を設けた建物の部分には内装制限を適用しない．」とわかる．→告示に詳細．（251号） アトリウムでもOK	○
26082	避難安全検証法	規模内装	地上2階建てで，2階の部分の床面積が500㎡で2階に患者の収容施設がある診療所において，2階が階避難安全性能を有するものであることについて，階避難安全検証法により確かめたので，内装の制限を受ける調理室等以外の2階の室は難燃材料以外の木材で仕上げた．	「令129条」より，「主要構造部が準耐火構造又は，不燃材料で造られた建築物で，階避難安全性能を有するものであることについて①.階避難安全検証法により確かめられたもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合，「令128条の4第一号表に該当する特建に適用される内装制限（令128条の5第1項）」の規定は適用除外となる．」とわかる．（この問題は，コード「16081」の類似問題です． 原則 適用除外にならないのは？	○
15061	避難安全検証法	規模内装	延べ面積30,000㎡，高さ60m，地上15階建の事務所の用途に供する耐火建築物において，その各階が，階避難安全性能を有するものであることについて，階避難安全検証法により確かめられた場合，1階において，会議室から地上に通ずる主たる廊下の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料以外のものでした．	「令129条」より，「主要構造部が準耐火構造又は，不燃材料で造られた建築物で，階避難安全性能を有するものであることについて①.階避難安全検証法により確かめられたもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合，「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物に適用される内装制限（令128条の5第4項）の規定は適用除外となる．」とわかる．問題文は正しい．	

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
22071	避難施設	目次	建築基準法における避難施設等の規定においては，「廊下，避難階段及び出入口」，「排煙設備」，「非常用の照明装置」，「非常用の進入口」，「敷地内の避難上及び消火上必要な通路等」について規定されている．	令第5章（避難施設等）においては，2節「廊下，避難階段及び出入口」，3節「排煙設備」，4節「非常用の照明装置」，5節「非常用の進入口」，6節「敷地内の避難上及び消火上必要な通路等」について規定されている．	○
30091	歩行距離	歩行距離	主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての展示場の避難階以外の階においては，主たる用途に供する居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を，原則とし30m以下としなければならない．	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており，問題文の「展示場」は(四)項特建で，1項の表(1)に該当するため，主要構造部の別によらずとも，歩行距離は「30m」以下とわかる．（この問題は，コード「21091」の類似問題です．）	○
20105	歩行距離	歩行距離	主要構造部が耐火構造で，避難階が1階である地上10階建てのホテルの10階の客室で，当該客室及びこれから地上に通ずる主たる廊下，階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものについては，当該客室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を60m以下としなければならない．ただし，「避難上の安全の検証」は行われていないものとする．	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており，「ホテル」は(二)項特建であり，問題文中，耐火構造とあるため，その表より，歩行距離は「50m」とわかる．また，問題文には「居室及び通路部分の壁・天井の仕上げを難燃材料とした」とあるが，2項の「+10m緩和」を適用するには，「準不燃材料」とする必要があるため，歩行距離は50m以下としなければならない．問題文は誤り．	×
02072	歩行距離	歩行距離	主要構造部を耐火構造とした地上15階建ての共同住宅において，15階の居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下，階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でした場合，当該居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は，60m以下としなければならない．	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており，問題文中，「共同住宅」で主要構造部が耐火構造 とあるため，表中（二）より，歩行距離は「50m」とわかる．また，問題文には「居室及び通路部分の壁・天井の仕上げを準不燃」とあり，通常，2項の「+10m緩和」を適用できるが，問題文の場合「15階建て」であるため「+10m緩和」を適用することはできない．したがって，「歩行距離」は 50m以下となる．（この問題は，コード「29093」の類似問題です．）	×
18071	歩行距離	歩行距離	主要構造部を耐火構造とした延べ面積6,000㎡，地上15階建ての事務所（各階とも事務所の用途に供するもので，居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下，階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたもの）において，15階にある事務室の各部分から各特別避難階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは，原則として，25m以下にしなければならない．	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており，「事務所」は特殊建築物ではなく，問題文中，耐火構造 とあるため，表中（三）より，歩行距離は「50m」とわかる．また，問題文には「居室及び通路部分の壁・天井の仕上げを準不燃」とあり，通常，2項の「+10m緩和」を適用できるが，問題文の場合「15階建て」であるため「+10m緩和」を適用することはできない．したがって，「歩行距離」は 50m以下となる．また「令121条3項」に「重複区間」について載っており，「歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときには，その重複区間の長さは歩行距離の1/2以下としなければならない．」と規定されているため，重複区間の長さは25m以下としなければならない．問題文は正しい．	
02074	歩行距離	歩行距離（メゾネット）	主要構造部を耐火構造とした地上11階建ての共同住宅におけるメゾネット形式の住戸について，その階数が2であり，かつ，出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階においては，その階の居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は，40m以下としなければならない．	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており，そこで「歩行距離」について解説している．その「4項」より，「1住戸に2～3の階数を有するメゾネット型共同住宅（主要構造部を準耐火構造以上としたものに限る）の場合，出入口（玄関等のこと）のない階の居室の各部分から直通階段までの歩行距離が40m以下であるならば，同条1項の規定は適用除外となる．」とわかる．ここを説明すると「本来は各居室の同一階に直通階段への入口が必要となりますが，メゾネット型共同住宅においては住戸の各部分から直通階段に至る歩行距離が40m以下であれば，居室と直通階段の出入口が同一階になくてもよい．」ということです．（この問題は，コード「21201」の類似問題です．）	○
21061	歩行距離	歩行距離	火災時に，建築物内にいる人が避難しようとする際，近くに避難経路がなく逃げられないという被害を抑止するために，建築基準法においては，建築物の用途等に応じ，居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段までの歩行距離やその歩行距離の重複区間の長さを制限している．	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており，「建築物の用途等に応じた，居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段までの歩行距離」がわかる．また「令121条3項」に「重複区間」について載っており，「歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときには，その重複区間の長さは歩行距離の1/2以下としなければならない．」と規定されている．	○

本来は全部チェック。一～五号は用途のみ。六号は、構造。重ならない。 ダブルチェック！

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29083	2直階段	2直階段	主要構造部を準耐火構造とした，延べ面積1,000㎡，地上2階建ての物品販売業を営む店舗で，2階における売場の床面積の合計が500㎡のものは，2以上の直通階段を設けなくてもよい．	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており，そこを訳すと「令121条各号のうち，いずれかに該当する場合は2直階段の設置が必要．」とわかる．問題文の建物は「物販店舗」であり，「二号」条件をチェックすると，「店舗（床面積の合計が1,500㎡を超える場合に限る）の用途で使用する階で，その階に売場がある場合」とある．問題文にある建物の床面積は1,500㎡を超えていないため「二号条件」には該当しない．また，「一号」，「三号」，「四号」，「五号」条件のいずれにも該当しない．次に「六号ロ」条件をチェックすると，問題文の建物の場合，「2項」の「倍緩和」が適用され，「六号ロ」条件は「5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては400㎡（＝200㎡×2）を超えるもの」となる．よって，2直階段の設置義務が生じる．（この問題は，コード「19084」の類似問題です．）	×
02071	2直階段	2直階段	主要構造部を耐火構造とした地上2階建て，延べ面積3,000㎡の物品販売業を営む店舗で，各階に売場を有するものにあっては，2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない．	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており，問題文の建物は「物販店舗」であり，「二号」条件をチェックすると，「店舗（床面積の合計が1,500㎡を超える場合に限る）の用途で使用する階で，その階に売場がある場合」とある．問題文にある建物の床面積の合計は3,000㎡のため「二号条件」に該当する．よって，2直階段の設置義務が生じる．	○
29084	2直階段	2直階段	主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのナイトクラブの用途に供する建築物で，各階に客席があり，各階の居室の床面積の合計が200㎡で，かつ，各階に避難上有効なバルコニーを設け，各階から地上に通ずる屋外の直通階段を，屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとしたものは，2以上の直通階段を設けなくてもよい．	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており，その「三号」をチェックすると，「イ～ホに該当する用途に使用する階で，その階に客席，客室等を有するもの」とあり，「ナイトクラブ及びバーの用途」は「イ」に該当するとわかる．ただし，三号カッコ書きに「5階以下の階で，その居室の床面積の合計が100㎡を超えず，かつ，各階に避難上有効なバルコニーを設け，屋外避難階段又は特別避難階段を設けたものを除く．」とあり，問題文の条件は，このカッコ書きに該当する（主要構造部が耐火構造であるため倍緩和が適用され200㎡を超えない）．また「六号ロ」条件にも該当しない．よって，2直階段の設置義務は生じない．	○
16171	2直階段	2直階段	延べ面積400㎡，地上3階建の主要構造部が耐火構造である診療所の避難階以外の階で，その階における病室の床面積の合計が100㎡である場合においては，その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない．	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており，その「四号」条件をチェックすると「診療所の用途に使用する階で，その階において病室の用途で使用する居室の床面積の合計が50㎡を超える場合」とある．ただし，問題文の建物は耐火建築物（＝耐火構造）であるため，「令121条2項」の「倍緩和」が適用され，「四号」条件は「診療所の用途に使用する階で，病室の床面積の合計が100㎡（＝50㎡×2倍）を超える場合」と緩和される．問題文にある建物の対象階の病室の床面積の合計が100㎡であるため，これに該当しない．また「六号ロ」条件にも該当しない．よって，2直階段の設置義務が免除される．問題文は誤り．	×
23202	2直階段	2直階段	主要構造部が耐火構造である地上6階建ての病院（避難階は1階）で，6階における病室の床面積の合計が90㎡である場合において，その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない．	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており，その「四号」条件をチェックすると「病院の用途に使用する階で，その階において病院の用途で使用する居室の床面積の合計が50㎡を超える場合」とある．ただし，問題文に，「主要構造部が耐火構造」とあるため，「令121条2項」の「倍緩和」が適用され，「四号」条件は「病院の用途に使用する階で，その用途で使用する居室の床面積の合計が100㎡（＝50㎡×2倍）を超える場合」となるため該当せず．問題文の階は，「六号」の「前各号に掲げる階以外の階」となり，「イ」の「6階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で，その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず所定の規定に適合するものが設けられているものは除く．）」に該当する．問題文の「病院」は「四号」に掲げる用途であるため，カッコ書きの適用除外は受けない．つまり「6階以上の階でその階に居室を有するもの」に該当するため，2直階段の設置義務が生じる．	○
02073	2直階段	2直階段	主要構造部を耐火構造とした地上4階建ての共同住宅において，各階に住戸（1戸当たりの居室の床面積60㎡）が4戸ある場合，4階に避難上有効なバルコニーが設けられていても，避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない．	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており，その「五号」条件に「共同住宅の用途に使用する階で，その階における居室の床面積の合計が100㎡を超える場合」とある．また，問題文中に「主要構造部を耐火構造とした」とあるため，「2項」の「倍緩和」が適用され，「五号」条件は「共同住宅の用途に使用する階で，その階における居室の床面積の合計が200㎡を超える場合」となる．問題文にある建物の居室の床面積の合計は240㎡であり，これに該当するため，2直階段の設置義務が生じる．（この問題は，コード「30081」の類似問題です．）	○
30082	2直階段	2直階段	主要構造部を耐火構造とした地上6階建ての事務所において，6階の事務室の床面積の合計が300㎡であり，かつ，その階に避難上有効なバルコニーを設け，その階に通ずる屋外の直通階段を，屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとした場合には，2以上の直通階段を設けなくてもよい．	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており，問題文の「事務所」は，「一～五号」条件に該当しない．「六号イ」条件に「6階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で，その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず所定の規定に適合するものが設けられているものは除く．）」とあり，「2項」の「倍緩和」が適用されることから，「六号イ」カッコ書きの適用除外は「200㎡を超えない場合」となる．問題文には「300㎡」とあるため，この適用除外は受けない．つまり「6階以上の階でその階に居室を有するもの」に該当するため，2直階段の設置義務が生じる．	

2項倍読み．

6階以上．原則1.2直．

一当日説明NG．

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
16174	排煙設備	設置基準(特建)	延べ面積600㎡の診療所(患者の収容施設があるもの)には，原則として，排煙設備を設けなければならない.	「令126条の2」に「排煙設備の設置が必要な建物条件」について載っており，そこを訳すと「(一)項～(四)項特建に該当する建物で，延べ面積が500㎡を超える場合は排煙設備を設けなければならない.」とわかる. 問題文の建物は「診療所(患者の収容施設があるもの)」であり，「(二)項特建」に該当し，延べ面積が500㎡を超えているため排煙設備の設置義務が生じる.	○
29103	排煙設備	無窓居室	延べ面積500㎡の事務所において，開放できる部分の面積の合計が2㎡の窓(天井から下方80cm以内の距離にあるもの)のある床面積120㎡の事務室には，原則として，排煙設備を設けなければならない. 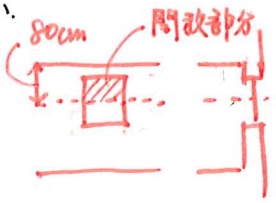	「令126条の2」に「排煙設備の設置が必要な建物条件」について載っており，「①(一)項～(四)項特建に該当する建築物で，延べ面積が500㎡を超える場合，②階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物(高さが31m以下の部分にある居室で100㎡以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く)，③無窓居室，④延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室で，その床面積が200㎡を超えるもの(高さが31m以下の部分にある居室で100㎡以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く)には，原則として排煙設備を設けなければならない.」とわかる. このうち，③の無窓居室については，「令116条の2第二号」より，「開放できる部分(天井から下方80cm以内の距離にあるもの)の面積の合計が，居室の床面積の1/50以上あれば，無窓居室にならない.」とわかる. 問題文の場合，1/60(2㎡/120㎡)であり，③に該当する. よって，排煙設備を設置しなければならない.(この問題は，コード「20115」の類似問題です.)	○
23091	排煙設備	設置基準(無窓居室)	延べ面積3,000㎡のホテルにおいて，耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積150㎡に区画された宴会場には，窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る.)の面積の合計が2.5㎡の場合，排煙設備を設置しなくてもよい. ただし，「避難上の安全の検証」は行われていないものとする.	「令126条の2」に「排煙設備の設置が必要な建物条件」について載っており，「無窓居室には，原則として，排煙設備を設けなければならない.」とわかる. 「令116条の2第二号」より，「開放できる部分(天井から下方80cm以内の距離にあるもの)の面積の合計が，居室の床面積の1/50以上あれば，無窓居室にならない.」とわかる. 問題文は，開放できる部分の面積が2.5㎡とあり，3㎡(150㎡の1/50)を下回っているため無窓居室に該当する. また「別表1(い)欄(2)の用途に供する特殊建築物で延べ面積が500㎡を超えるもの」にも該当する. よって，排煙設備を設置しなければならない.	×
30092	排煙設備	100㎡区画緩和	延べ面積2,000㎡の病院において，床面積100㎡以内ごとに防火区画した部分については，排煙設備を設けなくてもよい.	「令126条の2」に「排煙設備の設置が必要な建物条件」について載っており，そこを訳すと「(一)項～(四)項特建に該当する建物で，延べ面積が500㎡を超える場合は排煙設備を設置しなければならない.」とわかる. ただし，「令126条の2第一号」より，「(二)項特建で，準耐火構造以上の壁・床，防火設備で100㎡区画されているもの」については，適用除外となる(通称:100㎡区画緩和).	○
22204	非常用照明	設置条件	1階を避難階とするホテルの場合，3階以上の階の宿泊室には，採光上有効な窓がある場合であっても，非常用の照明装置を設けなければならない.	「令126条の4」に「非常用照明の設置が必要な建物条件」について載っており，「(い)欄(一)項～(四)項特建の居室には非常用照明の設置義務が生じる.」とあり「ホテル」は(二)項特建に該当する. また，ただし書きで「次の各号のいずれかに該当する場合は適用除外となる.」とあるが，「採光上有効な窓」はいずれにも該当しないため，非常用の照明装置を設けなければならない.	○
02092	非常用照明	非常用照明	地上5階建ての共同住宅において，5階の住戸から地上に通ずる廊下及び階段が採光上有効に直接外気に開放されている場合，当該廊下及び階段に非常用の照明装置を設けなくてもよい.	「令126条の4」に「非常用照明の設置が必要な建物条件」について載っており，「①「所定の特殊建築物の居室」，②「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物の居室」，③「無窓居室」，④「延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室」と，「①～④の居室から地上に通ずる廊下，階段その他の通路(採光上有効に直接外気に開放された通路を除く.)」には，原則として，非常用の照明装置を設けなければならない.」とわかる. 問題文の廊下・階段は「採光上有効に直接外気に開放されている」とあるため，設けなくてもよい. よって正しい.	○
30093	非常用照明	設置条件	延べ面積3,000㎡，地上3階建てのスポーツの練習場には，非常用の照明装置を設けなくてもよい.	「令126条の4」に「非常用照明の設置条件」について載っており，そのただし書き(=除外規定)として，「三号」に「学校等」とある.「学校等」については，「令126条の2第1項第二号」に載っており，「学校，体育館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場を「学校等」という.」とわかる.	○

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29061	避難安全検証法	階避難安全検証法	階避難安全検証法は，火災時において，建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法であり，当該階の各居室ごとに，在室者が，火災が発生してから避難を開始するまでに要する時間，当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間，当該居室の出口を通過するために要する時間等を計算すること等とされている．	「令129条3項」より，「階避難安全検証法とは，火災時において，当該建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう．」とわかる．また，その計算方法については，「一号」より，「当該階の各居室ごとに，在室者が，火災が発生してから避難を開始するまでに要する時間，歩行時間，出口を通過するために要する時間等を計算する．」とわかる．（この問題は，コード「25093」の類似問題です．）	○
29062	避難安全検証法	全館避難安全検証法	全館避難安全検証法は，火災時において，建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法であり，各階における各火災室ごとに，火災が発生してから，在館者の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間，火災により生じた煙又はガスが階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間等を計算すること等とされている．	「令129条の2第3項，4項」より，「全館避難安全検証法とは，火災が発生してから，在館者の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間，火災により生じた煙又はガスが階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間等を計算する．」とわかる．（この問題は，コード「25094」の類似問題です．）	○
24104	避難安全検証法	非常用照明	鉄筋コンクリート造，延べ面積1,200㎡，地上3階建ての病院において，全館避難安全検証法により，全館避難安全性能を有することが確かめられた場合であっても，所定の部分には，非常用の照明装置を設けなければならない．	「令129条の2第1項」より，「主要構造部が準耐火構造又は，不燃材料で造られた建築物で全館避難安全性能を有するものであることについて①.全館避難安全検証法により確かめられたもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのいずれかである場合，一部の規定は適用除外となる．」とわかる．ただし，非常用の照明装置の設置に関する規定（令126条の4）は，その中に含まれていないため正しい．（この問題は，コード「15074」の類似問題です．）	○
16084	避難安全検証法	歩行距離	延べ面積36,000㎡，地上12階建のホテルの用途に供する耐火建築物（主要構造部を耐火構造としたもの）において，その各階が，階避難安全性能を有するものであることについて，階避難安全検証法により確かめられた場合，11階において，宿泊室の各部分から避難階に通ずる直通階段に至る歩行距離のうち，最大なものを65mとした．	「令129条1項」より，「主要構造部が準耐火構造又は，不燃材料で造られた建築物で，階避難安全性能を有するものであることについて①.階避難安全検証法により確かめられたもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合，歩行距離の規定（令120条）は適用除外となる．」とわかる．問題文は正しい．（この問題は，コード「14061」「15063」の類似問題です．）	○
24083	避難安全検証法	特別避難階段の構造	各階が階避難安全性能を有するものであることについて，階避難安全検証法により確かめられた地上20階建ての共同住宅において，最上階の住戸から地上に通ずる廊下及び特別避難階段の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし，その下地を準不燃材料で造った．	「令129条1項」より，「主要構造部が準耐火構造又は，不燃材料で造られた建築物で階避難安全性能を有するものであることについて①.階避難安全検証法により確かめられたもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのいずれかである場合，一部の規定は適用除外となる．」とわかる．ただし，特別避難階段の構造に関する規定（令123条3項第四号）は適用除外とはならないため，問題文の建物における特別避難階段の階段室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げは不燃材料とし，かつ，その下地を不燃材料で造らなければならない．問題文は誤り．（この問題は，コード「18065」の類似問題です．）	×
02081	避難安全検証法	特別避難階段の構造	主要構造部を準耐火構造としたバルコニーのない建築物において，当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめたので，特別避難階段の階段室には，その付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けることとした．	「令129条の2第1項」より，「主要構造部が準耐火構造又は，不燃材料で造られた建築物で全館避難安全性能を有するものであることについて①.全館避難安全検証法により確かめられたもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのいずれかである場合，一部の規定は適用除外となる．」とわかる．ただし，特別避難階段の構造に関する規定（令123条3項第七号）は適用除外とはならないため，問題文の建物における特別避難階段の階段室には，その付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けることができない．（この問題は，コード「28081」の類似問題です．）	

※講義の最後に時間があれば皆でやってみましょう（予習は不要です）

■法令のイメージトレーニング【その2】
①. 最初は右半分を隠して考えてみましょう
②. 左欄の「数値」が記載された「条番号」は何の規定？
※その「条」がどの辺りにあるかをイメージします
※当てることに意味はありません。

③.右欄の条番号・条文名から、どんな条件設定かをイメージ
「・・・以上、・・・を**超える**」「条文の構成はどうなっているか」
それをイメージしてから、法令集で条文を確認する
※他の条件や、前後の規定も確認
脳内マップを作るイメージ

■「500㎡」に関連する規定
令128条の4（　　）
「2項」
令128条の5　と1セット

令128条の4（内装制限）
1項　特建条件　　一号：表　二号：車庫　三号：地下
2,3項　規模条件　　2項　階数が○以上，○㎡超え
3項　階数が○，○㎡超え
階数が○，○㎡超え
4項　火器条件

令128条の5 1項
令128条の5 4項

令126条の2（　　）
前段に4つの条件

令126条の2（排煙設備）
① ○○の特建で，延べ面積○㎡を超える建築物
② 階数が○以上で，延べ面積○㎡を超える建築物
③ 無窓居室（排煙上有効な開口部面積1/○未満）
④ 延べ面積○㎡を超える建築物の居室で200㎡超えるもの
ただし，次の各号のいづれか→適用除外
区画，学校等，階段…

500，1,000，3,000

■「1，500㎡」に関連する規定
令121条（　　）
「第二号」
一号～五号／六号

令121条（2以上の直通階段）
一号（　），二号（　），三号（　），四号（　），五号（　）
用途：
床面積の合計：
六号イ（　），ロ（　）
2項：倍読み緩和

500，500，1,000

劇場，物販，キャバ，病院，ボラル
1500
6以上　5以下

■「10m」に関連する規定
令120条（　　）
「2項」
「3項」前項本文の規定に該当するものを除き…

令120条（直通階段→歩行距離）
2項　仕上げ：準不燃→1項の表の数値に
3項　15階以上（準不燃が標準で緩和なし）

+10
−10

■「1．2m」に関連する規定
令128条の5（　　）
「1項」
「4項」
令128条の4　と1セット

令128条の5（内装制限・仕様）
1項　居室の（……）壁（○○を除く，第4項において同じ）
及び天井（……）の室内に面する部分

他に「10m」の規定って何かある？
・一低・二低
・北側斜線
・日影
他に「1.2m」の規定って何かある？
・直階段
・代替積入口
・昇降機